

はじめに

配偶者等からの暴力は、その形態の如何を問わず、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

配偶者等からの暴力は、家庭内の問題や個人的な問題として潜在化しやすく、被害者への支援が必ずしも十分に行われてきませんでした。

このような状況を改善するため、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後、平成 16 年及び平成 19 年の改正により、保護命令制度の拡充がなされるとともに、市町村における基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となるなど、身近な行政主体である市町村の取組が求められてきたところです。

沖縄県においては、平成 18 年 3 月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、計画に基づく各種施策を、国、市町村、関係機関及び民間団体等と連携しながら推進してまいりましたが、その後の法改正やこれまでの県の取組状況等を踏まえ、沖縄県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者への支援のための施策の一層の充実を図るため、同計画を改定いたしました。

県といたしましては、今後とも、国、市町村、関係機関及び民間団体等と連携を図りながら、当該計画に基づく各種施策を着実に推進し、配偶者等からの暴力を許さない、誰もが個人として尊重される社会の実現に向け取り組んでまいります。県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の改定に当たりまして、策定等委員の皆様を始めとして、貴重な御意見、御提言をいただきました県民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

平成 22 年 1 月

沖縄県知事 仲井眞 弘多